

幼児教育の無償化の対象について(概要)

	幼稚園等保育料 (1号認定)	新制度に移行していない幼稚園	保育所等保育料 (2号認定)	児童発達支援 事業所	認可外保育施設		
					①	②	③
対象	新制度に移行している幼稚園・認定こども園を利用していることも	新制度に移行していない幼稚園を利用していることも	保育所等保育料(2号認定)を利用していることも	児童発達支援(医療型含む)を利用していることも	認可保育所等への入所を申し込んでいたが利用保留となり、やむを得ず認可外保育施設を利用していることも(利用保留児童)	①以外で、保育所保育指針等に準拠した「一定の教育の質」が認められた認可外保育施設を利用していることも *平成29年12月を目途に施設を選定	①・②以外で保育所保育指針等によらない特色ある教育を行っている認可外保育施設を利用していることも *平成30年度からの実施に向け、平成29年度中に対象施設の要件を検討
条件	本市から1号認定(教育標準時間認定)を受け、幼稚園・認定こども園を利用していること	市内に居住し、新制度に移行していない幼稚園に子どもを就園させていること	本市から2号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)を受け、保育所・認定こども園を利用していること	本市の児童発達支援(医療型含む)の給付決定を受けていること	利用する認可外保育施設が認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書又は通知を交付されていること。(市内にある施設に限る。) 認可外保育施設との利用契約が、1日4時間以上かつ週5日以上(教育・保育を内容とする契約で、契約期間が1か月以上となっていること)。		
対象期間	5歳児:平成28年4月～ 4歳児:平成29年4月～				平成29年4月分保育料から対象		
支給	金額	無料	就園奨励費補助年額308,000円を上限に補助	保育料(※)の約半額(教育費相当額を軽減)	利用者負担額を給付	保育料(※)の半額(教育費相当額)年額上限308,000円	
	方法	本市保育料金表において設定(徴収しない)	保護者からの幼稚園を通じての申込みに基づき、年度末に幼稚園を通じて交付	本市保育料金表において設定	給付金の請求及び受領について、保護者が利用する児童発達支援事業者へ委任することにより、事業者に対して給付金を支給	保護者からの申請に基づき、年度末頃交付 *対象となる見込のある保護者に本市から連絡する。(対象①の児童については6月に本市から直接、対象②の児童については12月に施設を通じて連絡する予定)	
平成30年度からの実施に向け検討							

※「保育料」とは、基本的な教育・保育にかかった費用(基本料金)を指す。英会話、音楽教室等の受講、延長保育・一時保育等の付加的な教育・保育にかかる費用、教材費、食事代、おむつ代等の実費負担及び入会金、年会費等の一時的な費用は補助対象外となる。